

松前町地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、松前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、松前町役場内に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うことにより、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、もって地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資することを目的とする。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。

(2) 地域公共交通計画の実施に関すること。

(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。

(4) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成員)

第 5 条 協議会は、別表の団体及び機関（以下「会員」という。）をもって構成する。

(協議会の会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会員の代表者及び利用者を代表する者をもって構成する。

2 前項の利用者を代表する者は、地域公共交通（法第 2 条第 1 号に規定する「地域公共交通」をいう。）の利用者のうちから、会長が委嘱する。

3 会議は、協議会の運営について議決するほか、第 4 条に規定する協議を行う。

4 会議は、会長が招集し、議長となる。

5 協議会は、会議の構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 会議の議決は、出席した会議の構成員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、出席した会議の構成員の過半数の同意を得て会議を公開しないことができる。

9 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

(役員を設置)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、松前町長をもって充てる。

3 副会長は、会員の代表者のうちから、会長が指名する。

4 監事は、松前町会計管理者及び会員の代表者のうちから会長が指名した者をもって充てる。

5 会長及び副会長と監事とは、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期満了によって退任した役員は、後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(報酬)

第10条 会議の構成員のうち利用者を代表する者に対しては、日額報酬7,400円を支払うものとする。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事業について、専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。ただし同条第3号に掲げる事業のうち、道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について（令和7年6月30日付け国土交通省物流・自動車局旅客課長事務連絡）の2. 軽微な事案の例に掲げる場合等については、分科会を開催することを要しない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を、松前町の公共交通担当課に置く。

2 事務局に職員を置く。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 協議会の経費は、松前町が負担するほか、国の補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度開始前に予算を調製し、会議の議決を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の会計その他の財務に関し必要な事項は、会議の議決を経て会長が定める。

(残余財産の処理)

第18条 協議会が解散した場合には、残余財産は、松前町に寄附するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

松前町
株式会社伊予鉄グループ
伊予鉄労働組合
四国旅客鉄道株式会社
一般社団法人愛媛県バス協会
一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会
有限会社松前交通タクシー
国土交通省松山河川国道事務所
愛媛県中予地方局建設部
松前町産業建設部
伊予警察署
国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
愛媛県中予地方局地域産業振興部
エミフルMASAKI

松前町地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規程に基づき、地域における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線もしくは営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議およびその他調整を行うため、松前町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、松前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会として設置する組織及びその運営に関し、協議会規約及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本規程による分科会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称を協議運賃分科会（以下「運賃分科会」という。）とする。

(協議事項)

第3条 運賃分科会は、次に掲げる事項の協議を行うものとする。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の運賃等に係る事項
- (2) 運賃分科会の運営方法その他運賃分科会が必要と認める事項

(委員)

第4条 運賃分科会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 松前町長が指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長が指名する者
- (4) 利用者を代表する者として松前町長が指名する者

(会議)

第5条 運賃分科会の会議は、規約第6条の規定に準じるものとする。ただし、会議は原則として公開しないこととして、運賃分科会が認めた場合は、公開することができる。

2 運賃分科会は、協議会会長が必要があると認めるときは、協議会が必要と認める者を対象として運賃分科会に出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 運賃分科会において協議が調った事項について、運賃分科会の構成員である委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 運賃分科会の事務局は、協議会規約第12条に準じるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運賃分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

第1号議案案件説明

松前町地域公共交通活性化協議会に松前町地域公共交通会議としての機能を持たせることにより、規約の改正が必要となったことから審議いただくものです。

1 改正理由

松前町ではこれまで、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく本会と、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく松前町地域公共交通会議の2つが、地域公共交通に関する協議の場として併存していました。両会議は、設立の経緯や根拠法は異なりますが、構成員はほぼ同じであり、役割にも重なる部分が多い状況です。このため、松前町地域公共交通計画に沿った事業を進める際に、両会議での協議が必要となるなど、効率的な運営が課題となっていました。

両会議を統合し一本化することで、より効率的な会議運営と、公共交通施策の意思決定の迅速化を図ります。

2 主な変更内容

次の各号に掲げる事項を改正し、その他所要の改正を行います。

(1) 第3条（目的）

協議会の事業目的に、「道路運送法の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図ること」を追加する。

(2) 第4条（事業）

協議会が行う事業に、次の事業を追加する。

ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金に関すること

イ 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること

(3) 第5条（構成員）

協議会を構成する団体及び機関に、エミフルMASAKIを追加し、岡田タクシーを削除する。

(4) 第11条（分科会）

分科会の設置について、軽微な案件の場合に開催を要しないこととする。

3 その他

令和7年第3回定例会において、松前町地域公共交通会議に関する条例の一部改正条例案を提出しました。

第2号議案案件説明

道路運送法第9条第4項に定める「協議会」を設置することにより、新たに規程の制定が必要となったことから審議をいただくものです。

1 制定理由

令和5年10月1日に施行された改正道路運送法に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の協議に際しては、以下の手続きが必要となりました。

(1) 住民・利用者等の意見反映の措置

道路運送法第9条第5項に基づき、公聴会の開催等を通じて、住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じること。

(2) 事業者による協議会の開催

運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会を開催し、独占禁止法上のカルテルに該当するとの疑義が生じないように、構成員を限定した上で、地域公共交通活性化協議会とは別に協議を行うこと。

(3) 協議結果の届出

協議が整った場合には、運賃を所管行政庁へ届け出ること。

これらの要件に対応するため、今後本格運行を予定しているデマンドタクシーの運賃についても、適切な協議を行う必要がありますので、運賃に関する事項を専門的かつ効率的に検討する場として、「運賃協議分科会」を当協議会内に設置します。

2 協議会の構成

道路運送法第9条第4項に基づき、協議会の委員は、次のとおりとします。

※ 協議事項の内容に応じて(2)及び(4)の委員は、都度変更します。

(1) 松前町長が指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者

(3) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長が指名する者

(4) 利用者を代表する者として松前町長が指名する者

3 国交省資料 別紙1

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者